

## 【追加】 令和6年台風第10号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について（第7報～第8報）

株式会社WOWOW（本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員 山本 均、以下「WOWOW」）は、令和6年台風第10号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された地域のご加入者、代理店に対して、被災に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設置し、お客さまの便宜を図ることを決定いたしました。専用フリーダイヤルの番号は以下の通りです。

被災を原因とする視聴不能など、WOWOWのお客さまからのご質問に対応いたします。

**0120-814-619（受付時間：9:00-20:00／無休）**

内閣府が9月3日に追加で発表した、災害救助法の適用地域は以下の通りです。

### 【静岡県】

静岡市（しずおかし）、焼津市（やいづし）、磐田市（いわたし）、浜松市（はまつし）

### 【鹿児島県】

熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）、大島郡龍郷町（おおしまぐんたつごうちょう）

これまでに災害救助法の適用が発表された地域は下記の通りです。

### 【宮崎県】

宮崎市（みやざきし）

### 【神奈川県】

平塚市（ひらつかし）、小田原市（おだわらし）、秦野市（はだのし）、厚木市（あつぎし）、伊勢原市（いせはらし）、中郡大磯町（なかぐんおおいそまち）、中郡二宮町（なかぐんにのみやまち）、足柄上郡中井町（あしがらかみぐんなかいまち）、足柄上郡大井町（あしがらかみぐんおおいまち）、足柄下郡湯河原町（あしがらしもぐんゆがわらまち）

### 【岐阜県】

大垣市（おおがきし）、揖斐郡池田町（いびぐんいけだちょう）

【愛知県】

蒲郡市（がまごおりし）

被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、被災された地域の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

以上

**報道関連・IR関連のお問い合わせ**

経営管理局 広報・IR部 TEL:03-4330-8080

E-mail:corp.support@wowow.co.jp

コーポレートサイト:<https://corporate.wowow.co.jp>

SNS(X):[https://x.com/WOWOW\\_Inc](https://x.com/WOWOW_Inc)